

平成22年第2回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成22年6月16日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
- 日程第 2 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）
- 日程第 3 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）
- 日程第 4 議案第43号 西郷村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第45号 西郷村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第46号 平成22年度西郷村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第47号 平成22年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第48号 平成22年度西郷村老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第49号 平成22年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第50号 平成22年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第51号 平成22年度西郷村工業用水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 報告第 2号 平成21年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について
- 日程第14 報告第 3号 白河地方土地開発公社経営状況報告について
- 追加日程第1 議案第52号 西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第2 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 請願・陳情に対する委員長報告
- ◇産業建設常任委員会
- 陳情第 3号 羽太グリーンタウン造成工事に伴う残土排出物処分による原状回復工事の陳情書
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第17 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第18 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第19 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第20 議員の派遣について

日程第 2 1 例月出納検査結果報告

日程第 2 2 閉会

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 岩科弘純君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 森健一君	14番 後藤功君	15番 大石雪雄君
17番 鈴木宏始君	18番 高木信嘉君	

・欠席議員（1名）

16番 室井清男君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	秋田勝雄君	税務課長	大平一美君
参事兼 住民生活課長	森下富夫君	福祉課長	君島喜弘君
健康推進課長	円谷文雄君	商工観光課長	渡辺文雄君
農政課長	金田勝義君	建設課長	高橋廣志君
企画調整課長	金田昭二君	参事兼 上下水道課長	近藤富美雄君
参事兼 学校教育課長	真船秀典君	生涯学習課長	須藤清一君
農業委員会 事務局長	皆川博三君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	水野由次	庶務兼議事係長	藤田哲夫
主任主査	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（高木信嘉君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（高木信嘉君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

16番室井清男君は、入院のため欠席する旨の届出がありました。

◎追加日程の議決

○議長（高木信嘉君） 次に、ここで議案2件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） それでは、議案を配付しますので、暫時休議いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前10時01分）

○議長（高木信嘉君） 配付漏れはございませんか。（なし）

◎追加議案の上程（議案第52号、諮問第2号）

○議長（高木信嘉君） それでは、追加提案されました議案2件につきましては、日程第14の次に追加日程第1、議案第52号、追加日程第2、諮問第2号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、議案第52号より追加日程第2、諮問第2号までの議案2件を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（高木信嘉君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（高木信嘉君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたしますのは、西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案及び人権擁護委員候補者の推薦についての諮問の2件でございます。

まず、議案第52号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」のご説

明を申し上げます。現在3名の固定資産評価審査委員会委員を選任しておりますが、このうち椎名勝衛氏は今年30日をもって任期満了となるため、再度委員に選任いたしたく議会の同意を得ようとするものでございます。椎名氏は、平成10年7月より村の固定資産評価審査委員会委員に就任しており、この間その職責の重大さを認識し、常に公平かつ公正な立場で固定資産評価替等に伴う審査申出の審査をされてまいりました。それらの識見を今後におきましても生かしていただけるものと確信し、委員として再度専任いたしたく提案するものでございます。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現在、本村におきましては6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち小松鞠男氏が9月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員の候補者として和知七郎氏を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。和知七郎氏は、長年にわたり日本電信電話公社NTT福島等に勤務され、平成20年に退職されておりますが、その間、平成12年度は柏野行政区長、平成16年からは防犯協会熊倉分会理事、平成20年には同副分会長、また白河地区防犯指導隊西郷分隊の隊員を務め、先月には白河警察署から犯罪被害防止アドバイザーを委嘱されております。これらの経歴、また勤勉で温厚な人柄からも人権擁護委員として適任であるものと考え、候補者として推薦するため意見を求めるものでございます。ご審議のうえ、ご同意、ご意見を賜りますようお願い申し上げまして提案の説明といたします。

○議長（高木信嘉君） 提出議案に対する提案理由の説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◇議案第40号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 日程第1、議案第40号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高木信嘉君） 挙手多数であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第41号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第2、議案第41号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第41号「専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(高木信嘉君) 挙手多数であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第42号に対する質疑、討論、採決

○議長(高木信嘉君) 続いて、日程第3, 議案第42号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第42号「専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(高木信嘉君) 挙手多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第43号に対する質疑、討論、採決

○議長(高木信嘉君) 続いて、日程第4, 議案第43号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号「西郷村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第44号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第5，議案第44号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第44号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。



◎議案第45号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第6，議案第45号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番、議案第45号、西郷村税条例の一部を改正する条例について質疑をしたいと思います。

議案書を見ていますと、地方税法等々の改正に伴う改正かなというふうに思うんですけども、いわゆる36条関係の部分なんですけれども、36条に関しては確定申告の計算の仕方、続いて2項あたりから今度扶養控除の部分とかと入っていくと思うんですけども、この改正に伴って村民の方にどのような影響が出るのか、まずお示しをしていただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平美君） 12番上田議員の質疑にお答えいたします。

今回の税制改正によります大きな部分の一つであります、個人住民税の扶養控除の見直しであります。この扶養控除につきましては、村県民税の年少扶養控除33万円と、更にあの。失礼しました。高校生に伴います高校の無償化と、あと子ども手当の創設ですか、それに伴いまして扶養控除を行うということになったものでございまして、扶養控除が33万円、それと高校生の部分に関わります特定扶養控除12万円が今回、この扶養控除が廃止となることとなります。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番、子ども手当と高校無償化の部分等々が絡んできての税制改正ということなんですけれども、扶養控除が変わるということは様々な影響が出るなというふうに思うんですね。所得の部分でね。そうすると、村民の生活の中でどのぐらい影響が出てくるかということなんですけど、例えば使用料とか税の部分ありますよね、国保税とか介護保険、後期高齢者、もろもろ出てくると思うんですけど、主

だったものをまず名前挙げていただきたいのと、あとは何項目に及ぶのか、あと金額、総額で1項目ずつ示していただくのもいいかなと思うんですけども、総額でもし数字つかんでいるのであれば、どのくらいの影響が出るのか、その総額を示していただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） ただいまの住民税、所得税の扶養控除を見直した場合の他制度への影響ということでよろしいですね。今回の税制改正の大きな部分でもありますけれども、この扶養控除によりまして個人住民税額と連動しています国民健康保険税などの医療、その他福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなります。これらにつきましては、平成22年度税制改正におきましても見直しの趣旨を踏まえまして、制度の所管府省において負担基準の見直し、経過措置の導入など、適切な措置を講じることとしますとされたところであります。そのために、各制度の負担の基準の見直し等の適切な検討を行うために、政府税制調査会におきまして控除廃止の影響にかかるプロジェクトチームが設置されまして、現在検討が行われています。今後、年少扶養控除等の廃止による影響が生じる時期に間に合うよう、その検討結果が税制調査会に報告されることとなっておりますが、この住民税、所得税の扶養控除を見直した場合の他制度への影響につきましては、国、地方自治体対応分38項目ほど挙げてございますが、村関連におきましては、国民健康保険の医療費等の自己負担、後期高齢者医療制度の医療費等の自己負担をはじめ幼稚園就齢補助、公営住宅制度の入居収入基準の算出、家賃の額の算出、保育所の保育料、児童扶養手当の支給基準、特別児童扶養手当等の支給基準、障がい者自立支援関係で5項目ほどがあります。いずれにしましても、これら扶養控除の廃止に伴う影響といたしまして、各種の福祉施設等には連動してきておりますので、政府は適切な措置を講じることとしておりまして、村も国の動向に、また情報収集に努め対応してまいらなければならないと考えております。

金額的なもので申しますと、総額ではないんですが、対象者といいますか、この扶養控除の対象になるものとしまして、24年度から始まるわけでございますけれども、今の年少扶養控除で3,100人程度、あと特定扶養控除の上乗せ部分の廃止者が590人程度を予定しております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 様々な部分に影響が出てくるなというふうに理解をするところです。先に申し上げましたように、金額的なものに関して、今24年度から年少関係で3,100人、特定で590人ぐらいの計算が出てきていると。これらを細かく国保税にどのような跳ね返りが出るとか、後期高齢者にどのぐらいの跳ね返りが出るとかという計算はされてないですか。

○税務課長（大平一美君） してないです。

○12番（上田秀人君） じゃあ、今、国の方でやっている経過措置、また基準見直し等々に期待をする部分が大きいんですけども、これは村長に言うしかないのかな、この部分に、きちんとやっぱり対応してもらわないと、正に今この厳しい経済状況の中

で、痛みばかりが村民にくるといふふうに理解するんですけども、村長はどのようにお考えになりますか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 子ども手当の問題から発生して、国会では予算委員会でモデルで今の説明がありました。2,000万円以上どうするかということで700万円とか3種類、テレビでやったことを覚えております。どのように落ち着かせるのかについては、昨今の中身を聞きましても、厚生労働大臣、あるいは首相の演説、よく分かりません。そして現場、大臣も、その中で見直すやに取れるような発言もしております。結局どの部分で少子高齢化に対する施策を打っていくのか。それに対して、これまでのやり方において、どれほどの不具合といいますか、それが出てくるのか。議員ご指摘のとおり、経過措置いろいろありますから、その経過措置自体も変わる可能性があります。そういったことで、今年始まったばかりということと、23年度予算に対する問題を見極めながら、今の問題については、一番は少子高齢化に対する施策の実が上がること。当然、逆にこれまでのことに対して、あまり大きな影響がなければいいなと思いますが、両方満足するのはできいということをもう既に言っております。そういったことで、ご指摘の点よく分かっているつもりでありまして、今般いじりますと、いろんなことに本当に、電算の仕組みからまた難しい問題出てきますので、もっとシンプルであればいいと私は思っております。それを踏まえまして、今後、今回準則、あるいは、それが出ておりますので、影響少なくなるように、いろんな意味で意見、あるいは制度についての考え方を申し上げていきたい、そのように思っております。

○議長（高木信嘉君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） では、続いて27ページの方に進みまして、95条関係ですか。

これは、たばこに関する税金の部分だというふうに理解をしているんですけども、いわゆるこういう嗜好物に対して狙い撃ちをするようなやり方というのはどうなのかと思うんですよ。私どもは、もともと税を色分けするべきではないということをやうとかねがねから言ってきたわけですけども、こういった意味で、いわゆる嗜好物を狙い撃ちするようなやり方、たばこが持つ健康被害とかいろいろ言われていますけれども、そういったのも踏まえながら、こういう狙い撃ちをするやり方を村としては上位法が変わることによって踏襲しなければならないと思うんですけども、こういうふうに条例を改正するに当たっての村長のお考えを1点のみ聞かせていただきたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） たばこ税の問題でありまして、狙い撃ちという話がありました。識者の見方、あるいは論評においても、ご指摘のとおり論評をしているところがあります。例えば、はっきり言うべきかどうか分かりませんが、国家の一大事、あるいは国際的な問題があった場合は、ガソリン税、酒税、そしてたばこ、連動する可能性があるということの時系列に述べられた論評もあります。結局、全然なければという

ことと、嗜好的なもの、あるいは特定される部分で使われるもの、いろんな考え方があって、結果としてたばこが何回も変わっているといったことがあります。そういったことの考えがあるかどうかは別にいたしまして、本当にずうっと見ますと、たばこ、あるいはガソリン、あるいは酒税、いろんな意味でほかとの変化の比率は高いというふうに思っております。この議論について準則どおりやらなければ、また別ないろんな関連すること大きくなってきますからできませんが、税制の中で議論されたものを村でどうこうはできませんので、なるべく税負担が少ない、あるいは本当に今愛煙家にとっては狙い撃ちだということでしょうが、それについても容認できる範囲とか、いろんなことを考えて出られたんだというふうに思っておりますので、これらについては感想とすれば、あまり負担はない方がいいということでございます。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

17番鈴木宏始君、質疑を許します。

○17番（鈴木宏始君） 17番、議案第45号について質疑をいたします。今の狙い撃ちをされておるたばこ税なんですが、まず、この95条で1,320円の増額というご説明でありましたけれども、これによって村の税金、税収ですね、たばこ税、いくらになるというふうに試算をなさっておられますか、お伺いをいたします。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） 17番鈴木宏始議員の質疑にお答えいたします。

改正に伴う村の税収をどのぐらい予測しているかということでございますけれども、村のたばこ税につきましては、平成10年度から1億円台に上昇しまして、19年度をピークにまた下がっております。前年比で10%強ずつ落ち込んでおります。それらを踏まえまして、約1,600万円程度の税収が見込まれるのかなと思っておりますけれども、今年度も既にたばこ税入ってきておりますが、やっぱり前年度割れしております。そんなところから、平成18年度に値上げがございまして、そのときには915万円ほどの税収が見込めたわけでしたが、実質前年比で増額は454万円でした。そんなことから国の税制、健康のためということで、そんな意味で減ってきているのかなと思っておりますけれども、以上です。

○議長（高木信嘉君） 17番鈴木宏始君。

○17番（鈴木宏始君） それで、たばこを販売した地域の自治体にたばこ税が入るという仕組みにはなっているようですけれども、以前から私これお伺いしたかったのは、チェーン店ですね、本部があるところは西郷でたばこを購入してもそっちの本部の所在地に入っていくんじゃないかというふうに私は疑っているんですが、そうすると地元でたばこを消費しても、そういうふうな本部が西郷以外のところにあるお店で買った場合には、その税金は西郷村に入ってきているのかどうなのか、このところのあたりの仕組みを税務課長にお伺いしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） 再質疑にお答えいたします。

たばこ税の市町村、これ販売業者によりまして点在するわけではございますけれど

も、たばこ課税の適正化ということでございまして、ほかの自治体と取り合えということかとは思いますが、一つの自動販売機で何億円も売り上げがあるというような話も以前はちょっと聞いたことがあります。また、そんなことがあるという話も聞いたことがあるものです。ということで、今回のたばこ税制に伴いまして、その市町村のたばこ税が全国の平均の3倍を超える場合には、その超える市町村のたばこ税に相当する金額を都道府県に交付するという制度でございましたけれども、その3倍から2倍に引き下げることになっております。それに併せまして、各自治体で市町村にたばこ税に伴います助成金と申しますか、そういったものを交付しているところもあるものですから、そういったものも今回の税制改正に伴いまして廃止することになっております。以上です。

○議長（高木信嘉君） 17番鈴木宏始君。

○17番（鈴木宏始君） それは分かるんですけども、今、再質疑で申し上げたように、西郷村で購入したたばこ税がすべて西郷村に納税されているのかどうか、本部があるようなお店で購入した場合には、どうなっているのか、そのところを簡潔にご説明ください。

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） 再質疑にお答えいたします。

本部があるところではなくて、その店の所在するところとなっております。現在、西郷村では14店ほどとなっております。以上です。

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） 暫時休議いたします。

（午前10時32分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前10時38分）

○議長（高木信嘉君） 税務課長。

○税務課長（大平一美君） 大変申し訳ありません。

今、調査しておりますので、後刻17番鈴木議員の方に報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（高木信嘉君） 17番鈴木宏始君。

○17番（鈴木宏始君） そんなに思いがけない質疑をしたとも思っていないんですが、ただ、いずれにしても愛煙者というか、たばこを吸う者にとっては大変に肩身の狭い思いをしながら吸わなきゃならないような社会の環境があるわけでありまして、そして、また先ほどの議員がおっしゃったような狙い撃ちで、とにかく、この前ちょっと値上がりしたと思ったら、また値上がりするというふうな、たばこを喫煙する者にとっては大変に不遇の時代を迎えております。言わせていただければ、魔女狩り的に税金足りなくなるとたばこにくるというふうな大変な、全く悪いこと何もしてないのに肩身の狭い思いをせざるを得ないみたいな部分で、それでも止めずに吸っているというわ

けでありまして、この辺はこれは嗜好の問題ですからね、好きな人は吸うし嫌いな人は吸わないというだけの話ですから、これはこれでいいんだけど、ただ、そういうふうな状況の中でお願いしたいのは、その税金が購入時にお支払いして含まれている税金が、すべて村に還元されてくるのかどうなのか。やはり、これは大変に喫煙する者、また村民にとっての関心の大きな事項でございますから、やはりそういうふうなことで、西郷村に全部例えば入っておらないとすれば、西郷で販売した量の分だけは、そこに本部に掛け合って、それで、その分は西郷村にたばこ税として納められるような、西郷村としても何か対策を講じるべきではないのか、正当な権利なんだと私は思っておるものですから、村としても、その万が一売れた分100%が西郷村のたばこ税として入っていない部分があるとすれば、それは西郷村にたばこ税を納めなさいというふうな、本部だろうが何だろうが、そっちの方の会社の都合でそういうふうな仕組みになっているんだとあれば、これはやはり違法な疑いも出てくるのではないかと私は思っております。その辺も併せて、もちろん税務課長お一人で、これもその辺の話はできることではありません。執行部としても、たばこ税に関してある程度村民が納得するような、そういう方法、手段講じていただきたいということをお願いしながら、後刻、ただいまの質疑に対するご答弁、後刻お待ちしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高木信嘉君） 先ほどの税務課長の発言の訂正の申し入れがありましたので、これを許します。税務課長。

○税務課長（大平一美君） 先ほど、この件に関しまして、17番鈴木議員に報告すると申し上げましたが、訂正させていただきまして、議会に報告するという事で訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○17番（鈴木宏始君） 了解。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第45号「西郷村税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高木信嘉君） 挙手多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第46号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第7、議案第46号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第46号「平成22年度西郷村一般会計補正予算(第1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第47号に対する質疑、討論、採決

○議長(高木信嘉君) 続いて、日程第8, 議案第47号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第47号「平成22年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第48号に対する質疑、討論、採決

○議長(高木信嘉君) 続いて、日程第9, 議案第48号に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第48号「平成22年度西郷村老人保健特別会計補正予算(第1号)」、本案
に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第49号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第10、議案第49号に対する質疑を許します。

13番森健一君の質疑を許します。

○13番（森 健一君） 13番森健一です。議案第49号、質疑いたします。

14ページ、補正額765万6,000円の内容について、ご説明よろしくお願ひします。

○議長（高木信嘉君） 上下水道課長。

○上下水道課長（近藤富美雄君） 13番森健一議員のご質疑にお答えいたします。

公共下水道は、予算書の中で建設事業費と維持管理費に分かれております。この補正に関わるものは建設事業費で、当初予算2億3,000万円に対し、補助金1億1,500万円で予算化をいたしておりました。しかし、当初予算には間に合わなかったのですが、今年の3月18日、県での説明会があり、補助金の名称が社会資本整備総合交付金というものになり、国による事業見直しの結果、交付金が減額されることになりました。更に、この交付金には、今まで含まれていた事務費が含まれないことになりました。これらの交付金の減額により、当初の建設事業費を1億9,900万円にいたしました。内訳は、国の交付金を9,950万円に、また起債額を8,950万円、一般会計繰入金は150万円を減額して1,000万円にいたしました。同時に、交付金で見られなくなった事務費915万6,000円は、建設事業単独費の方に移すことにより、歳入で減額になった繰入金150万円との差額が765万6,000円となったものです。事業規模が2,184万4,000円ほど減りましたが、国費で見られなくなった事務費が結果的に一般会計からの繰入額になったわけでございます。ご理解のほどを、よろしくお願ひします。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君の再質疑を許します。

○13番（森 健一君） 今の答弁ですと、事業の事務費の削減ということでもありますけれども、これちょっと課長では難しいかな、じゃあ、ほかの西郷村のこの交付金の事業に関して事務費が削減されるということは、ほかに事業はあるんでしょうか。これを聞いておかないと、今後のこともありますので、この議案がちょっと検討させていただきたいので、これを通してしまうと、ほかにまた9月、12月、どんどん出てくるのかどうか。それであれば、ここの議案に関してきちっとした形を取らなくちゃならないので、ほかの事業に関してもこのような事務削減はあるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいまご質疑は全般的に同じ傾向があつて、どう対応するのかという話でございます。順次対応するというふうに申し上げたいと思います。一つは、特別会計はほかとの協調できませんので、単独しかないということで、今回上げなければ給与、あるいはその他の事務費執行に支障出てくるということで計上いたしました。

た。お質しのとおり、今回の政府予算の中に、事業についての事務費の対象外の分別と申しますか、仕分けと申しますか、それがなされたということを今、各課長が申し出ておまして、当面一般会計でありますと、人件費等につきましては不足が生じなければ調整と申しますか、そういったことをやりますが、単独である場合は、もう既に支障を来す場合がありますので、その前段、この補正という措置を取らなければならぬというふうに思っておりますので、ご指摘のとおり 9月に事業整理ということをお考えしておりますが、9月には実は今のところ割り当てが去年と相当変わっております。昨日、一昨日の一般質問でも申し上げましたが、通常は大体サマーレビューやって11月の最終予算要求、閣議決定した場合は、大体予算要求の97以内とか、そんなに10%以内の差はありませんでした。これまで、今般75%とか、そういったレベルの割り当てがあった部分がありますので、当然今のご指摘は支障出てくる部分があります。この部分が最初下水だったということで、9月に整理をしていきたいと私は思っておりますので、是非ご理解いただきたいと思っております。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） ということは、また9月に削減された金額が出てくるということで理解してよろしいんですか。

○議長（高木信嘉君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 9月補正で調整という言い方を申し上げたいと思っております。事業費1億円を要望して7,500万円来ましたといった場合は、7,500万円に対する国費が付いてくるということでありまして、1億についての予算計上してありますので、足りない部分は一般会計で出すか、あるいは出さないで割り当てておいてやるかという今選別をしております。その中における事務費という一定割合ありますので、その同じ考えで整理をさせていただきます。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 13番、ということで、9月になると、もっときちっとした数字、結果が出ると思っておりますので、細かいことは、じゃあまた9月に質問したいと思います。

そうするとこの765万6,000円の財源はどこから出てくると考えているんですか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 質疑にお答えさせていただきます。

今回の繰出金の要するに一般会計から繰り出す繰出金につきましては、歳入関係の固定資産のうちの償却資産分、要するに大蔵大臣配分のものの一部をそちらの方に充当させていただいております。歳入いくつかありますが、主に今申しました固定資産の償却分の大蔵大臣分の歳入を、そちらで充当させていただいたということになりますので、よろしく申し上げます。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 13番、今、一般財源からということだったものですから、こ

ここに公益工業法というのがありまして、供される事業は独立採算制が原則でありますよということで理解しているわけですが、こういうことで一般財源から、もしこの足りない不足分を特別会計の方へ繰り出すことに関しては法的に何ら問題もあるのかないのか、お聞きします。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 13番森議員の質疑にお答えいたします。

公営企業につきましては、大きく分けまして公営企業法に適合させる法適用の企業と、あと法非適用、要するに公営企業法に該当しない特別会計の2種類がございます。例を挙げて申しますと、公営企業法に適用する会計で西郷村で行っていますのは、上水道事業及び工業用水道でございます。それ以外に例えば公共下水道事業、農業集落排水事業、介護保険等いくつかありますが、そちらにつきましては、公営企業法に該当しない非適用の特別会計となっております。この特別会計につきましては、一般会計からの繰り出しを前提にしている部分もありますので、法的に一般会計からの繰り出しについては問題はないというふうな会計のシステムになっておりまして、公営企業につきましては複式簿記、法非につきましては一般の会計というか、同じシステムを使っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） じゃ、法的には何ら問題もないという理解でよろしいですね。

それでは、その一般財源から持ってくると、当初予算が3月に出て今6月なんですけど、そのどこからその一般財源の金額を持ってくるのか。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 先ほど村長からお話ありましたとおり、9月に歳入歳出の事業についても、歳入についても普通交付税についても、まだ決まっておられませんので、9月に調整をいたしますが、とりあえず現時点で歳出に見合う分の歳入が（不規則発言あり）先ほど申しました一般財源というのは、今回出したやつは一般財源であって、その一般財源の基は固定資産の償却資産の大蔵大臣配分を充当しているということになります。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） というのは、当初予算で一般財源でいろんな事業を多分計画して予算組んでいるんですよ。ところが6月でこれ一般財源からまたこっちに特別会計へ持っていくということは、700何万はどこかを削るのか、それとも何かの基金を使うのか、それとも何らかの財源を考えて計画しているのか、それがあつたらお聞きいたしたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 13番森議員の質疑にお答えします。

今回、先ほど村長からもお話ありましたとおり、どうしても人件費等に充当しなさいいけないということで、9月に全部整理調整をしたいんですが、とりあえず今回繰出金がどうしても必要だということで、それで各収入が何かあるかということで全部

調査しまして、その中で予算より調定額が多い分がちょうどあったものですから、それでちょうど対応できたという形になりますので、よろしく申し上げます。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） というのは、なぜこれ聞いているかという、当初予算でも村債がもうかなりの金額を借りて当初予算を組んでいるんですよ。そして、今までの財源に関しても、私なりに調べて、まあ9月にならないときちつとした数字が出ないので、法適用企業の方で21年度の年度末残高25億5,200万円、そして償還利子が6,100万円あるんですよ。それで、法非適用企業、また一般会計、1年度の年度末残高130億3,200万円、償還の利子が2億8,000万円もあるんですよ。そういう状況の中で、足りないから、一般会計足りないからすぐ一般会計から出そうというその発想がこれから出ていっちゃうと、とんでもないことになっちゃうので、この償還の計画と、そういう緊急性の利子等全部絡めて計画性がきちつとなされているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 13番森議員の再質疑にお答えいたします。

基本的には西郷村の場合、どこも同じなんです、歳入と歳出の関係で、歳入の経常的収入に対して経常経費がいくらかかるか、その余った分という言い方おかしいんですが、その差額を投資的経費に持っていく。そうすると、その投資的経費がいくらになるか、それに基づいて、その投資的経費が国庫補助金をいくら使えるか、そして起債をいくら借りるか、そして村単独がいくら借りるかということで、事業の選択がそこで出てくると思うんです。そういうことの中から、基本的には前年度、例えば公債費の支払額、先ほど言われましたが、元金と償還金というのが当然毎年義務的経費等出ますが、その金額をできるだけ上回らないように、要するに次年度以降の予算計上していくということが前提になるかと思えます。ただし、毎年重点事業等が変わりますので、例えば過去3年間の公債費の元金と利子の償還金、あと今後3年間の元金及び利子の償還金を上回らないように、そういう形で予算計上していく必要があるだろうというふうに考えております。

○議長（高木信嘉君） 13番森健一君。

○13番（森 健一君） 議案第49号なんですけど、今回多分、特別にこうなったと思うんですけど、また来年もとか再来年もということはないようお願いしたいと思います。

それと、今言ったように、この特別会計に関して一般会計から緊急性だ、緊急性だと一度やってしまうと、何らかの形でまた、またということになってしまうと、この49号が本当に正しいかどうかときちつとやらないと、計画の基もない、何もない、とりあえず今緊急だから、緊急だからとやると、きちつと当初予算で計画していた事業が削られてしまっただけで後回しになるというようなことのないように、今後こういうことがあってはならないと思うので、きちつと計画の下でやってもらいたいと思います。

○議長（高木信嘉君） 総務課長。

○総務課長（秋田勝雄君） 13番議員の質疑にお答えします。

先ほど申しましたとおり、議員さんから提言がありましたとおり、当初予算で繰越金を一定額付けて、その年間の事業に基づいて予算計上しておりますので、よほど緊急的、今言ったとおり制度の改革とか、国に影響される場合を除き、あまりといっちはおかしいんですが、できるだけ新たな繰出金について、よほどの利用がない限り出さないような検討をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（高木信嘉君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第49号「平成22年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午前11時25分まで休憩いたします。

（午前11時04分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前11時26分）

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） 暫時休議いたします。

（午前11時26分）

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

（午前11時36分）

○議長（高木信嘉君） 先ほどの議案第45号に対する17番鈴木宏始議員の質疑に対する税務課長の答弁の申し入れがありましたので、これを許します。税務課長。

○税務課長（大平一美君） 先ほど17番鈴木宏始議員のたばこ税の質疑で、JTは本社で納入するのかということでございましたが、コンビニエンスストアにつきましては、店ごとに発注ということでございますので、村在住のものにつきましては注文があれば村が税収があるということでございます。

パチンコ店でございますが、パチンコ店につきましては、景品として出しているということでございまして、本社一括管理という話がありました。各支店におきまして在庫がなくなった場合には、本社の方に報告して届けていただくという話でございました。そういうことございまして、それ以外につきましては、村の登録業者につきましては村発注ということで、たばこ屋さんの、たばこ屋さんといいますが、たばこ産業では税金を村の方に納入するということございまして、以上でございます。

○議長（高木信嘉君） 17番。

○17番（鈴木宏始君） 今の税務課長の報告で承りました。いずれにしても、先ほど最後に申し上げたように、適正に過不足なく課税とそれから収納を今後も執行部において行っていただきたいということだけ申し上げておきます。

◇

◇

◇

◎議案第50号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第11、議案第50号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第50号「平成22年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高木信嘉君） 挙手多数であります。
よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第51号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第12、議案第51号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第51号「平成22年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号）」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。
よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎報告第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第13，報告第2号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

報告第2号「平成21年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について」は終わります。

◇ ◇ ◇

◎報告第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第14，報告第3号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

報告第3号「白河地方土地開発公社経営状況報告について」は終わります。

◇ ◇ ◇

◎議案第52号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、追加日程第1，議案第52号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第52号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件は、これに同意することに賛成の議員は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（高木信嘉君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は、同意することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

◎諮問第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（高木信嘉君） 続いて、追加日程第2，諮問第2号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、原案のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

◎請願・陳情に対する委員長報告(1件)

○議長(高木信嘉君) 続いて、日程第15, 請願・陳情に対する委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、森健一君。

○産業建設常任委員長(森 健一君) 13番、産業建設委員長、森健一です。産業建設常任委員会に付託されました陳情1件につきまして、去る6月9日、午後1時より第2会議室において全員出席の下、委員会を開催しました。

慎重審議の結果、陳情第3号「羽太グリーンタウン造成工事に伴う残土処理処分による原状回復工事の陳情」については、継続審議と決しましたので、報告いたします。

失礼しました。継続審査と決しましたので、報告いたします。

○議長(高木信嘉君) 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員長の報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。

よって、陳情第3号は、継続審査とすることに決定足しました。

◇

◇

◇

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長(高木信嘉君) 続いて、日程第16から日程第19までの各常任委員会の閉会中の所管事務調査及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付しましたとおり、各常任委員長からの会議規則第75条の規定により、

所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高木信嘉君) 挙手全員であります。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎議員の派遣について

○議長(高木信嘉君) 続いて、日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものです。

おはかりいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(高木信嘉君) 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎例月出納検査結果報告

○議長(高木信嘉君) 続いて、日程第21、例月出納検査結果報告を求めます。

監査委員、徳田進君。

○監査委員(徳田進君) 8番、例月出納検査の結果についてご報告申し上げます。

平成22年2月から平成22年4月期までの3か月分の例月出納検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ここにご報告いたします。

以上、監査報告を終わります。

○議長(高木信嘉君) 報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長(高木信嘉君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

◇

◇

◇

◎閉会の宣告

○議長(高木信嘉君) 以上をもちまして平成22年第2回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時47分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年6月16日

西郷村議会 議長 高木信嘉

署名議員 後藤 功

署名議員 大石雪雄